

○請負工事監督・検査事務処理要領の制定について（平成8年4月1日港管第872号）の一部改正について 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(通則)</p> <p>第1条 地方整備局（港湾空港関係事務に係るものに限る。）の所掌する工事の請負契約の適正な執行を確保するために必要な監督（以下「監督」という。）及び契約の相手方（以下「請負者」という。）の給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事の既済部分の確認及び工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において行う工事の指定部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）の実施に関する事務については、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「規則」という。）、国土交通省会計事務取扱規則（平成13年1月6日国土交通省訓令第60号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>2 この要領において、支出負担行為担当官 <b>又は契約担当官</b>（代理を含む。以下「本官」という。）が締結した工事の請負契約を「本官契約」といい、分任支出負担行為担当官 <b>又は分任契約担当官</b>（代理を含む。以下「分任官」という。）が締結した工事の請負契約を「分任官契約」という。</p> <p>第2条（略）</p> <p>第3条 監督業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 監督総括業務 イ～ホ（略） へ 契約書第 <b>32</b> 条第6項に基づき検査職員が指示した修補の完了の確認</p> <p>第4条～第8条（略）</p>	<p>(通則)</p> <p>第1条 地方整備局（港湾空港関係事務に係るものに限る。）の所掌する工事の請負契約の適正な執行を確保するために必要な監督（以下「監督」という。）及び契約の相手方（以下「請負者」という。）の給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事の既済部分の確認及び工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において行う工事の指定部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）の実施に関する事務については、会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「規則」という。）、国土交通省会計事務取扱規則（平成13年1月6日国土交通省訓令第60号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>2 この要領において、支出負担行為担当官（代理を含む。以下「本官」という。）が締結した工事の請負契約を「本官契約」といい、分任支出負担行為担当官（代理を含む。以下「分任官」という。）が締結した工事の請負契約を「分任官契約」という。</p> <p>第2条（略）</p> <p>第3条 監督業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 監督総括業務 イ～ホ（略） へ 契約書第 <b>31</b> 条第6項に基づき検査職員が指示した修補の完了の確認</p> <p>第4条～第8条（略）</p>

<p>(検査の種類)</p> <p>第9条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 完成<b>検査</b> 工事（指定部分として検査を受けた部分を除く）の完成を確認するための検査</p> <p>二、三（略）</p> <p>第10条（略）</p> <p>(検査職員の任命基準)</p> <p>第11条 本官契約の職員は、本局の港湾空港部技術審査官、当該業務を担当する課長、課長補佐又は当該業務を担当する課の課長補佐と同等以上の官職にある職員を任命するものとする。ただし、技術的条件等を勘案し所長又は副所長を任命することができるものとする。</p> <p>2 分任官契約の検査職員は所長を任命するものとする。ただし、第10条第2項の規定に基づき分任官以外の検査職員が検査を行う場合においては副所長又は事務所の検査担当課長等（当該検査業務を担当する課長、前任建設管理官又は専門官をいう。）を任命することができるものとする。また、技術的条件を勘案し支障がないと認められるときは事務所の係長等（係長、建設管理官をいう。）を任命することができるものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>第12条～第14条（略）</p> <p>附則（平成13年1月15日付け港管第23の1号） 本通達は、平成13年1月15日から適用する。</p> <p>附則（平成15年4月1日付け国港管第1226号） 本通達は、平成15年4月1日より施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。</p>	<p>(検査の種類)</p> <p>第9条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 完成工事 工事（指定部分として検査を受けた部分を除く）の完成を確認するための検査</p> <p>二、三（略）</p> <p>第10条（略）</p> <p>(検査職員の任命基準)</p> <p>第11条 本官契約の職員は、本局の港湾空港部技術審査官、当該業務を担当する課長、課長補佐又は当該業務を担当する課の課長補佐と同等以上の官職にある職員を任命するものとする。ただし、技術的条件等を勘案し所長又は副所長を任命することができるものとする。</p> <p>2 分任官契約の検査職員は所長を任命するものとする。ただし、第11条第2項の規定に基づき分任官以外の検査職員が検査を行う場合においては副所長又は事務所の検査担当課長等（当該検査業務を担当する課長、前任建設管理官又は専門官をいう。）を任命することができるものとする。また、技術的条件を勘案し支障がないと認められるときは事務所の係長等（係長、建設管理官をいう。）を任命することができるものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>第12条～第14条（略）</p> <p>附則（平成13年1月15日付け港管第23の1号） 本通達は、平成13年1月15日から適用する。</p> <p>附則（平成15年4月1日付け国港管第1226号） 本通達は、平成15年4月1日より施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。</p>
---	--

<p>附則（平成 21 年 3 月 20 日付け国港総第 949-2 号） 本通達は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成 26 年 3 月 28 日付け国港総第 583 号） 本通達は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。</p> <p>附則（令和 4 年 1 月 8 日付け国港総第 4 2 0 号） 本通達は、令和 4 年 1 月 8 日より施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。</p>	<p>附則（平成 21 年 3 月 20 日付け国港総第 949-2 号） 本通達は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。</p> <p>附則（平成 26 年 3 月 28 日付け国港総第 583 号） 本通達は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。それ以前のものについては、なお従前の例による。</p>
---	---